

契約の内容

契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 業 者 名	(株) シーエム・エンジニアリング
契 約 業 者 の 住 所	広島市東区光町1-10-19日本生命広島光町ビル7階
業 務 の 名 称	令和6年度佐波川河川巡視支援業務
業 務 場 所	山口県防府市西浦地先～山口県山口市徳地堀地先
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	本業務は、佐波川水系の指定区間外区間（国土交通省直轄管理区間）内で山口河川国道事務所が所管する河川区域、河川予定地及び河川保全区域を、河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等を図るため、所管する河川区域、河川予定地及び河川保全区域（以下「巡視区域」という。）を巡視することで、河川管理業務の支援を行う業務である。 本業務は、河川管理業務の支援として、以下に掲げる内容を行うものである。 なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において業務を行うものである。 本業務においては、河川管理上必要な情報等を把握し、把握した異常や河川法に関する不法行為等に対して必要な処置を講ずるとともに、河川管理上必要な情報及び資料を収集する。 また、河川管理の一環として定期的・計画的に巡視区域の異常や変化、利用状況、不法占用等の発見・把握、情報収集、適宜の処置を行う。 河川巡視には、定期的に巡視区域内を車両により巡視する一般巡視のほか堤防や護岸、樋門樋管や不法行為など対象と特定し、より詳細に巡視する目的別巡視とがある。一般巡視は車両を用いて車上から実施することを標準とし、目的別巡視では対象に応じて、加えて徒歩、ドローンで実施する。 1) 河川区域等における違法行為の発見及び報告 2) 河川管理施設及び許可工作物の維持管理の状況の把握 3) 河川空間の利用に関わる情報収集 4) 河川の自然環境に関わる情報収集 5) 特定外来生物（オオキンケイギク等）の防除について 6) 堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（令和5年3月 国土交通省水管理・国土保全局）に基づく以下の点検。 ・出水期前点検 ・台風期点検 7) 巡視結果の記録・報告 8) ドローンの活用 ・管理区間の全川動画撮影 ・ドローンによる全川ルート空撮 ・モニタリング調査
履 行 期 間 （ 自 ）	令和6年4月1日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和8年3月31日
契 約 金 額	47,850,000円（税込）